

## 令和4年度 愛歩〈日中一時支援事業〉事業計画（案）

- 1 利用定員           日進市日中一時支援事業           (1日5名)  
                      みよし市日中短期入所支援事業   (1日5名)  
                      長久手市日中一時支援事業           (1日5名)
  
- 2 職員定数           21名（常勤7名、非常勤14名〈看護師含む〉）
  
- 3 事業開始年月日   日進市日中一時支援事業           平成22年7月1日  
                      みよし市日中短期入所支援事業   平成22年7月1日  
                      長久手市日中一時支援事業           平成24年8月1日
  
- 4 事業の目的と運営方針
  - ・ 社会福祉法人きまもり会が設置する日中一時支援事業所愛歩において実施する日中一時支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者（障害児含む）の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な日中一時支援の提供を確保することを目的とする。
  - ・ 事業所は、利用者の身体その他の状況及び其の置かれている環境に応じて、作業支援、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。事業の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要な日中一時支援の提供ができるよう努めるものとする。事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。障害者総合支援法及び支給決定を行った市町村が地域生活支援事業に関する要綱に規定する内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。
  
- 5 日中一時支援の内容
  - (1) 作業支援
  - (2) 食事の提供
  - (3) 身体等の介護
  - (4) 健康管理
  - (5) 利用者又は家族に対する相談及び援助

(6) その他利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するために必要な保護又は支援

6 利用に当たっての留意事項

- ・従業者は、利用者に対して従業者の指示に従って日中一時支援の提供を受けてもらうよう指示を行う。
- ・従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
  - (1) 気分が悪くなったときは、速やかに申し出る。
  - (2) 利用中は施設の規則を守り、他の利用者の迷惑にならないようにする。
  - (3) 施設と共有している設備は他の迷惑にならないように利用する。

7 緊急時における対応

- ・従業者等は、日中一時支援の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

8 苦情対応

- ・提供した日中一時支援に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置するものとする。
  - 苦情解決責任者 愛歩施設長 興柁精視
  - 苦情受付担当者 サービス管理責任者 森田沙弥香

9 差別および虐待防止

- ・利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。
  - 差別・虐待防止責任者 愛歩施設長 興柁精視

10 日課

9:00～	出 勤
9:30～	朝の会、作 業（休憩 10 分）※適宜散歩等の運動プログラム実施。
12:00～	昼 食・休 憩
13:00～	作 業（休憩 10 分）※定期的に音楽教室等のレクリエーションを実施。
15:00～	作業片付け、清掃
15:30～	退 所